

議案第26号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成26年2月21日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三田市国民健康保険税条例（昭和32年三田町条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則第3項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

付則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「法附則第35条の2第6項の株式等」を「法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改める。

付則第7項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

付則第8項及び付則第9項を削り、付則第10項を付則第8項とする。

付則第11項を削り、付則第12項を付則第9項とし、付則第13項を付則第10項とする。

付則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第15項を付則第12項とし、付則第16項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三田市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。